

令和3年度 第2回安城市市民参加推進評価会議 議事要旨

日時	令和3年12月21日(火) 午前10時～午後0時15分	
場所	安城市役所本庁舎 第10会議室	
出席者	委員	加藤会長、小森副会長、稲石委員、木内委員、土井委員、松崎委員、大村委員、戸田委員、平岡委員 (欠席：鈴木委員)
	事務局	市長、杉浦部長、長谷課長、杉浦係長、浅井、近藤、島、太田
次第	市民憲章唱和 1 市長あいさつ 2 辞令交付 3 委員自己紹介 4 会長及び副会長選出 5 会長あいさつ 6 講話「Transforming Our World～ほしい未来は、わたしの参加から～」 7 市民参加条例等について 8 その他	

(司会)

皆さまおはようございます。本日はお忙しい中、安城市市民参加推進評価会議にご出席いただき、また、会場にお集まりいただきましてありがとうございます。

現在、新型コロナウイルスの影響で、マスクをつけての出席をお願いさせていただいております。説明やご意見等の発言につきましては、マスクをつけたまま行うことを、ご了承いただきたいと存じます。また、30分に1度、扉を開けての換気をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

会議を始めます前に、資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

(司会)

会議に先立ちまして、本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。本日は、鈴木委員からご欠席のご連絡をいただいておりますが、ただいまの出席委員は安城市市民参加条例施行規則第11条第5項に規定します委員の半数以上に達しており、評価会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

(司会)

それでは、只今から令和3年度第2回安城市市民参加推進評価会議を開催いたします。

本日の会議は、委員改選後、初めての会議となりますので、会長及び副会長の選出をする必要がございます。その他に議事がないため、事務局の方で会議を進行させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、ご質問等につきましては、その都度、時間を設けさせていただきます。必

ず挙手をされ指名された後、マイクを持ってご発言していただくようお願いいたします。

はじめに市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。
なお、市民憲章については、机上に印刷したものがございますのでご覧ください。

市民憲章唱和

(司会)

ありがとうございました。ご着席ください。
市長からご挨拶を申し上げます。

1 市長あいさつ

(市長)

皆さま、本日はお忙しいところ、市民参加推進評価会議にご出席いただきありがとうございます。

本市では、市民参加の手法や基本的な事項を定めた「安城市市民参加条例」を平成23年4月に制定いたしました。この条例で市民参加とは、「市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的に関わり、行動すること」と規定しており、市民参加の推進を図り、市民が主役の自治の実現を目指しております。

また、第6次行政改革大綱におきましても、将来に渡って「持続可能で安定的な行政経営」を継続していくため、目標の1つである「市民と行政の相互理解の促進」に向け、市民参加を促進するための情報提供に関するガイドラインを策定しております。ガイドラインは本市職員が市民参加の手続きを適切に実施する際の手引きとしており、審議会委員の公募やパブリックコメントによる意見募集の実施など適切な市民参加の取り組みを進めております。

本会議は、これらの市民参加を適切に推進するために、市民参加の実施状況について審議していただくこととなっております。委員の皆さまには、先にご紹介しました審議会の実施状況やパブリックコメントなど、市民参加の手法や回数などについての評価を行っていただき、その結果を関係課にフィードバックするとともに、市公式ウェブサイトにも掲載して広く情報を公開してまいります。

皆さまには令和5年6月まで、委員としてお世話になりますが、様々な視点から貴重なご意見をいただき、皆さまとともに市民参加を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。本日のご出席誠にありがとうございました。

2 辞令交付

(司会)

続きまして、委嘱辞令を交付させていただきます。時間の都合もありますので、代表として名簿の一番はじめの稲石様にお受け取りいただきたいと思っております。稲石様、正面にお越してください。

皆様の辞令につきましては、お手元にごございますのでご確認ください。

【辞令交付】

ここで、市長は、他の公務のため、退席させていただきます。

3 委員自己紹介

(司会)

それでは、次第3「委員自己紹介」へ進みます。委員の皆様から自己紹介をお願いします。恐れ入りますが、お手元の名簿の順番にお願いしたいと思います。まず、稲石委員からお願いいたします。

【委員自己紹介】

ありがとうございました。本日欠席は、安城商工会議所青年部会長の鈴木彩様でございます。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

【事務局紹介】

4 会長及び副会長選出

(司会)

それでは、次第4「会長・副会長の選出」に移ります。選出にあたり、本会議の概要及び選出方法について、事務局よりご説明をさせていただきます。

(事務局)

まず、市民参加推進評価会議についてご説明をさせていただきます。資料3（ガイドライン）の52ページ安城市市民参加条例第13条をご覧ください。

【会議の審議内容・委員定数・構成員・公募市民について 説明】

(司会)

それでは、本日は、任期が開始されてから第1回目の審議会ですので、会長、副会長の選出から始めさせていただきたいと思います。まず、会長の選出につきまして、ご発言はございますか。

(委員)

町内会長連絡協議会会長を長く務められている加藤委員にやっていただきたいと思います。

(司会)

ありがとうございます。

只今、加藤委員を会長にとご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

〈異議なし〉

それでは、加藤委員にお願いしたいと思います。

加藤委員、前の席へお願いいたします。

続きまして、副会長の推薦についてのご発言はございませんでしょうか。

(委員)

安城市市民協働サポータークラブ会長で、市民参加に積極的であり、地域課題に精通していらっしゃる小森委員を推薦したいと思います。

(司会)

ただいま、小森委員を副会長にというご推薦がありました。いかがでしょうか。

〈異議なし〉

それでは、小森委員に副会長をお願いしたいと存じます。

ここで一度換気をさせていただきたいと思えます。

5 会長あいさつ

(司会)

続きまして、次第5「会長あいさつ」に移ります。加藤会長、ごあいさつをお願いします。

(会長)

只今、会長にご推薦いただきまして、誠にありがとうございます。先ほど申し上げましたように、町内会長連絡協議会の会長が今期で3年目になります。町内会の上部組織が町内会長連協ということになりますが、町内会の運営に当たりましては、旧来からの一般的な町内会活動は元より、地域見守り活動を通じた福祉活動や、減災まちづくり研究会を通じた防災活動、環境美化活動などに力を入れて来ました。こうした活動を通じて、安城市と協働で住民サービスの向上に努めております。

さて市民ニーズは多様化・高度化しています。自立した地域社会の実現に向けては、行政だけで対応することは難しくなっており、「市民参加と協働によるまちづくり」がどうしても必要となっております。

市民参加につきましては、町内会長連協会長の立場で、市の総合計画審議会など、いくつかの審議会などに出席し、さまざまな場面で市政に関わらせていただいております。

この市民参加推進評価会議では、これまでの2年間会長として、10年前に制定された「安城市市民参加条例」に基づき、市民参加がきちんと推進されているかを評価するため、丁寧な会議運営を行ってまいりました。

これからの2年間も、市民参加を一層推し進めるために、皆様とともに努めてまいりたいと思っております。

委員の皆様方の暖かいご支援をいただき、無事会長の任が務められますことをお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(司会)

ありがとうございました。

6 講話

(司会)

それでは、次第6「講話」に移らせていただきます。

委員の皆様には、まず、市民参加について、より理解していただくため、市民参加に関する講話を聴いていただきたいと思います。

本日、講師にお迎えしたのは、まち楽房有限会社の代表取締役であり、中京大学現代社会学部の講師、2030SDGs ゲーム公認ファシリテーターも務められてお

ります加藤武志（かとう たけし）様です。「Transforming Our World ～ほしい未来は、わたしの参加から～」と題して講話をいただきます。

加藤様は、広島県のご出身で、名古屋工業大学をご卒業後、全国各地で未来を拓くまちづくりに取り組まれており、市民参加や協働を推進する仕組みづくり、人材育成に関するワークショップも多数手がけられ、ご活躍されています。

それでは、加藤様お願いいたします。

【加藤氏 講話】

「Transforming Our World～ほしい未来は、わたしの参加から～」

- 1 なぜ自治なの？
 - (1) 市民参加の変遷
 - (2) 新たな公共
- 2 地域課題解決への取り組み 事例の現場から
 - (1) 事例
 - ①実は、「安城市」でも…
 - ②実は、「若者」だって…
 - ③プラーヌクスツェレって？
- 3 ところで
 - (1) マルチパートナーシップ
 - (2) 広義の参加型
- 4 SDGsについて
- 5 巻きコミュニケーションのススメ
 - (1) 仕掛人の心得
 - ①INSIDE OUT（インサイドアウト）
 - ②WIN-WIN（ウインーウイン）
 - ③トム・ソーヤのごきげんなペンキ塗り

(司会)

加藤様、ありがとうございました。ご質問等がある方は挙手をお願いします。

(会長)

質問ではないですが、最初の方で、寄合ですとか、わたくしたちは道役とっていますが、出不足金等、安城市の南西部にあります榎前では通常に使っております。年間10軒くらい町部の方が転入された場合にこの言葉を使って説明しながら理解してもらっています。ここでこういう話が出ると思わなかったので、ありがとうございました。

(加藤氏)

勉強になりました。ありがとうございます。

(副会長)

無作為抽出（プラーヌクスツェレ）は、市民参加条例の素案をつくるときに抜いたんですが、そのあと、総合計画をつくるときに、私が知る限りでは安城市も2回くらいやっています。うまくいったと思っていて、市民参加条例に入れていても

よかったと思っていますが、他の市でもありますか。

(加藤氏)

日進市さんでもやりましたし犬山市、他いくつか、4つくらいでやりました。岩倉市では、四日市大学の小林先生とその時の審議会のメンバーが条例に入れました。市民討議会は、大事な案件の時は必ず開くことと書いてあります。今同じ市長さんで、書いてあったのでやったということは絶対にあって、第1号は記念すべき案件だから給食センターの跡地でやったのは覚えています。書いてなかったら岩倉もやらなかったと思うし、やる前は不安でたくさん相談されましたが、やってみたら味をしめて2回目もやってたと思います。

(司会)

加藤様ありがとうございました。

それでは、加藤様はここでご退席されますので、ご準備をお願いいたします。

7 市民参加条例等について

(事務局)

続きまして、次第7「市民参加条例等について」(1)市民参加条例について、事務局から説明させていただきます。スライドの準備に入らせていただきますので、しばらくお待ちください。

【市民参加条例について 説明】

(司会)

只今の説明について、質問等がありましたら、挙手をお願いします。

(司会)

質問がないようですので、次第7(2)市民参加の評価方法について事務局より説明させていただきます。

【市民参加の評価方法について 説明】

(司会)

只今の説明について、質問等がありましたら、挙手をお願いします。

(委員)

今ご説明のあったことはガイドラインに載っていますでしょうか。

(事務局)

評価の方法については、ガイドラインで定めているものではなく、これまでの会議で決定してきたものになります。

(事務局)

評価方法自体については定められておりませんので、この会議の中で決定していく事項です。所管課はガイドラインに従ってやっていますが、評価方法は各課

に示しているわけではないので、ガイドラインに従ったものをこの会議で評価していただくための評価方法として、今資料2でご説明させていただきました。

(委員)

この会議で決められるということは、提案なのか既に決められていることか、どちらでしょうか。

(事務局)

評価の方法について、既に決められていますが、3月や5月の会議をしていったなかで異議があれば改めてご審議いただくことになります。

(委員)

評価方法は決められているのですか。それはどこで決められているのですか。

(事務局)

審議会の中で決めているものになります。

(副会長)

ガイドラインを守ってやってくださいと、市民協働課から各課に出していますが、必ずしも守っていない課もあって、実績なり予定を出してもらって、この会議で評価します。ただ、ガイドラインを守っていても、この委員会、審議会だったら、もうちょっとこうあった方がいいよねというのがあります。それは、個々の委員の思いであり、こうだったら△、×、○、というのはないので、今までこの会議で積み重ねてきた決め方が、今の説明の内容になります。これも、皆さんが、この方法ではなく、こういう風に評価した方がいいというのがあれば、ご協議して決めていくと私は解釈しておりますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます、今ご説明いただいた通りです。評価方法は決定しているので変更しないということではございません。積み重ねてきた結果による、前提としてお話をさせていただきましたが、この評価方法は違うということであれば、今後議論していく内容であって、それを積み重ねていって、また評価方法が変わってくることも十分あり得ることだと思っております。今までの評価方法は前提として、これからはご審議いただきたいと思っております。

(委員)

今までの会議の中で、評価方法は練り上げられていて、当分はこれだけ、変更も可能という理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

おっしゃる通りです。

(委員)

少し具体的なところで、5ページ(資料2)のポイントにパブリックコメントは30日以上募集しているか、というのがありますが、これは条例に載っていると思います。これをポイントに挙げているということは、条例違反があるということですか。30日以上であれば、条例に則っているというだけで、評価も何もないのではないのでしょうか。

(事務局)

たしかに、条例上にも30日以上とありますが、「緊急その他のやむを得ない理由があると認められるときは、その限りでない」とされていますので、そういった内容が正しいかどうか、安易に30日以下でやってしまったということがないか等を含めて審議をしていただきたく、こういったポイントも掲載をさせていただきました。

(委員)

今のこと、了解いたしました。また実際に見てみないとわからないこともあると思いますので、またわからないことがあったら質問させていただきます。

(司会)

他にご質問等はございませんでしょうか。

(委員)

ガイドラインの61ページをお願いします。61ページの8の「委員の守秘義務」の項目です。これは先ほど、委嘱状をいただき、地方公務員ということになるかと思いますが、地方公務員法の第34条にも守秘義務が載っています。これが実際に違反された場合があるのか、傍聴される方も含まれますので重要なことだと思っています。

もう一点、ガイドライン52ページ「推進評価会議設置」に、公募市民の割合が5分の1以上ということが書いてありますが、たまたま市民参加推進評価会議においては条例に基づいておりますが、他の委員会、審議会あるいは会議の市民公募の割合は何か一定の基準があるのでしょうか、それとも3人程度等、所管課が決めておられるのでしょうか。それによって公募市民の方の意見がどの程度反映されるかが関わってくると思いますので、この二点についてお願いします。

(事務局)

一点目の質問の守秘義務について、こちらの市民協働課の会議では、過去大昔まで遡るとわかりかねますが、基本的にはないと思っております。

議事録は公開をしておりますので、今回も含めて議事録は、今後の会議の中で行ったものは、お示ししていきます。議事録について了解をいただいたものについては原則ウェブサイト上でも公開しておりますので、守秘義務には当たっていきません。具体的な個人情報ですとか、これは、非公開の内容なのでということが審議会の中であれば、そういったことは、会議中でお示しさせていただきますので、具体的に御自身で考えていただくことは基本的にはないと思っております。

もう一点、市民参加の割合ですけれども、ガイドラインの45ページにあります市民参加条例第6条で、「市民参加の対象」というものが全て示されております。各課がどのように対応しているかについて、パーセンテージの把握はしておりまして、基本的に0ということはありません。一部0のところもございしますが、市民参加条例の中で該当しないですとか、特別な理由があるとかでなければ、市民参加はさせていただいているという認識です。

(副会長)

市民参加について、割合が決められているのは、市民参加推進評価会議だけで、他は条例では決められていないです。ガイドラインで推奨として決めているだけです。社会教育審議会はまだ公募0ですし、0のところはあります。特に権利関係のところは、大抵非公開で、公募委員はないです。これは個人の資産に関することなので、そういったこともあります。したがって、ガイドラインでは5分の1を推奨していますけれど、絶対ではないです。この会議は推進会議なので、条例では5分の1と書いてますけれども、実際は5分の2という形で、この会議が最大で、一番公募人数が多いと思います。

(司会)

ありがとうございました。

続きまして、次第8「その他」(1)市民参加を推進するためのガイドラインについて、事務局から説明させていただきます。

【市民参加を推進するためのガイドラインについて 説明】

8 その他

(司会)

次第8(2)今後の日程について、市民協働課長より説明させていただきます。

(課長)

本日は、貴重なお時間をいただき、市民参加についての講話や市民参加条例、市民参加の評価方法についての説明をお聴きいただき、誠にありがとうございました。本日の資料及び議事録については、安城市公式ウェブサイトへ掲載・公表してまいりますのでよろしくお願いいたします。

なお、今後の予定ですが、令和4年3月17日(木)午前10時から第3回市民参加推進評価会議を開催する予定をしております。本日は皆さま会議室にお越しいただきましたが、次回の開催方法につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等により検討させていただきます。詳細につきましては、改めてご連絡いたします。なお、3月の会議では、次年度の市民参加予定の評価をしていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和3年度第2回安城市市民参加推進評価会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。